

現代ヨルダンとパレスチナ問題 ——アイデンティティー複合と紛争に規定される国家——

今井 静*

1. 問題の所在

ヨルダン・ハーシム王国は、シリア、イラク、サウディアラビア、そしてイスラエルという中東の地域大国に四方を囲まれた、人口約585万人¹⁾の小国である。1921年に英国委任統治下で成立したトランスヨルダン首長国を前身として、1946年に独立を果たした²⁾。

1948年以降、ヨルダンはアラブ・イスラエル紛争の前線に位置しており、紛争の展開はヨルダン現代史に大きな影響を与えてきた。第1次中東戦争の結果、ヨルダンはのちに西岸地区とよばれる旧委任統治パレスチナの中心地域を併合し、難民を含む多くのパレスチナ人人口を抱えることとなった。約38万人に過ぎなかったヨルダンの人口は約3倍に増え、48年以前からの居住者(以下、トランスヨルダン系住民とする)は人口的にマイノリティとなった。ヨルダンはパレスチナ難民の最大のホスト国となり、また東エルサレムを支配し聖地の管理権を手に入れたことで、パレスチナ／イスラエルに次ぐ紛争の当事者となったのである。このようなヨルダンとパレスチナ問題との強い関わりは、たとえば、パレスチナ問題はヨルダンにとっての内政問題であると同時に外交問題である、といった表現 [Nevo and Pappé 1991: 1; 北澤 1995: 73] にも見ることができよう。

しかし、国境線の「内」と「外」で問題の性質を区分するこのような認識は、必ずしも実態を正確に捉えるものではない。ヨルダン・パレスチナがもつ歴史的一体性や、48年以降の西岸地区を介した関係をみると、ヨルダン・パレスチナの地理的・法的な境界は非常に曖昧である。すなわち、ヨルダンにとってのパレスチナは境界の「外」にあると断定できるのか、ということが問題となる。ヨルダンは建国以来、幾度も領域や国民構成を変化させており、その動態は領域・主権・国民を基本原理とする近代国民国家の志向とはかけ離れているようにもみえる。ゆえに、パレスチナ問題との関わりをみる際にも、「ヨルダン」というあるべき国家の枠組みを所与のものとして、ヨルダン／パレスチナという2つのエンティティーの連続性に着目して研究することが必要なのではないだろうか。以上のような問題意識から本稿は、現代ヨルダン研究に新たな視座を提示することを目的とする。

2. ヨルダン「国家」とパレスチナ問題——先行研究から

ヨルダン研究において議論の前提とされてきたのが、(1)人工国家論、(2)部族国家論、(3)君主国家論の3つの国家論³⁾である。これらの3つの類型は他の中東諸国においてもひろく見られる

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

1) ヨルダン統計局(2009年1月)。

2) 独立によってヨルダンは「首長国」から「王国」となった。ヨルダン・ハーシム王国の国名が正式に使用されるのは西岸併合以降のことである。

3) ここで挙げた国家論の他にヨルダン研究で用いられる議論としては、レンティア国家論 [Luciani 1990] があり、[Brand 1994] や [北澤 2000] で取り上げられている。これらの研究では、70年代の石油ブームを背景とした湾岸諸国への出稼ぎ者からの送金と、海外からの援助によるヨルダン経済の外部依存性をヨルダンがレンティア国家たる所以として論じている。しかし、レンティア国家とは本来、天然資源の保有による不労所得とその分配を基礎とする経済構造をもつ国家をさすのであり、レンティア国家における余剰を得るための出稼ぎ労働や、援助獲得のための外交関係における駆け引き [Brand 1994; Bouillon 2002] を必須とするヨルダンの国家構造を、レン

ものである。そして、特にヨルダンにおいてこれらの国家論が有効であるとされてきたのは、これらの議論がヨルダン建国における主要なアクターと国家との関わりを論じるものであること、そして、建国の経緯が現在まで至るヨルダンの国家の性質を決定する重要な要素であること、の2つの理由による。

本稿は、単に国家としてのヨルダンを対象とするものではない。しかし、従来の研究が国家の枠組みを前提としていることを考えると、ヨルダンに対する先行研究について概括するためにこれらの国家論の枠組みを検討することは、妥当であろう。以下では、それぞれの議論の概要と、各論におけるパレスチナ問題の位置づけを検討する。

(1) 人工国家論

オスマン帝国の崩壊後、帝国の領土であった地域では、ヨーロッパ列強の進出とともに近代国家への歩みが始まった。歴史的シリアは、1916年に英仏間で秘密裏に結ばれたサイクス・ピコ協定によって南北に分断されると、1920年のサン・レモ会議で国際連盟の委任統治下におかれることが決定された⁴⁾。そして、フランスが支配した北部はシリア、レバノンに分割され、イギリスが支配した南部はパレスチナ、ヨルダンに分割されたのであった⁵⁾。これらの国家群は、英仏の植民地政策の一環としての国家建設という外的要因と、各国内の歴史的一体性の欠如から、「人工国家」と表象されている。そして、国家建設における人工性は、これらの国々の国家としての脆弱性および国民形成の困難の要因とみなされてきた。

アイユービーはヨルダンについて、固有の歴史や中心的な都市、土着の王族を持たないことから、歴史的シリアから誕生した他の国々と比べても人工的な要素が強いと述べている⁶⁾。そして、国家の枠組み強化のために、イギリスはいっそう新生国家の財政および軍隊への関与を強めたのだと論じている⁷⁾ [Ayubi 1995: 114]。また、アラブ諸国家の成立における伝統的な社会からの連続を重視する議論を唱えたハーリクも、ヨルダンについては植民地主義という外的要因を国家成立の条件として重視している⁸⁾ [Harik 1990; 伊能 1994: 18]。

このような枠組みでヨルダンを捉えた場合、国内のパレスチナ系住民の存在は、ヨルダンのエスニック状況をさらに混乱させる不安定要因としてみなされることになる [北澤 2001; 2005]。すなわち、人工国家であるがゆえに雑多な国民構成をもつヨルダンは、パレスチナ問題の発生によってさらなる困難を引き受けたとする議論である。

(2) 部族国家論

中東を対象とする部族国家論では、国家建設は部族を「国民」に移行させ、統合する過程として

ティア国家として論じることはできない。

- 4) 委任統治は、旧オスマン帝国領の支配のために列強によって新たに生み出されたシステムである。
- 5) 末近は、地域ユニットとしての一体性を重視する立場から、これらの4カ国を「小シリア群」と名付けている [末近 2005: 11-12]。
- 6) 北澤も同様に、①歴史的にダマスカスやエルサレムといった統合の中心を持たなかったこと、②ヒジャーズ出身の「外国人」の君主を戴くこと、③雑多な国民構成を持つことから、ヨルダンを典型的な人工国家として論じている [北澤 2005: 213-214]。
- 7) ヨルダン建国期におけるイギリスの関与に着目したものとして、委任統治下における法制度および軍隊制度の整備と、ヨルダン・アイデンティティー形成との関係を取り上げた、マサドの研究がある [Massad 2001]。
- 8) ハーリクは、アラブ諸国を①イマーム＝首長型国家、②首長・イマーム同盟型国家、③伝統的世俗型国家、④官僚的軍事的寡頭型国家、⑤植民地主義創出型国家に分類している。ヨルダンは、イラク、シリア、レバノン、パレスチナとともに植民地主義創出型国家に分類されている。ただし、その中でもレバノンはオスマン朝から一定の自治を達成していたとして、例外的に扱っている。

捉えられてきた [Tibi 1990: 127]。部族は近代国家が克服すべき対象であり、特に境界を超え自由な移動を享受する遊牧部族は、定住と新たな生業への従事を求められてきたのである。ただし、ここで留意しなければならないのは、中東における近代国家の建設は、必ずしも部族的紐帯という伝統的なネットワークを解体することにはつながってこなかったことである。つまり、部族への帰属意識は国民としての帰属意識と並存することが可能であり、部族を核とする旧来のネットワークは、選挙のような近代的な政治システムにも影響を及ぼしている。一方で、酒井啓子は、部族に今なお残存している越境性や伝統志向といった側面、国民国家の解体を促す性質があることを指摘しており [酒井 1993: 10-11]、部族は今もなお国家に対する挑戦要因として機能する可能性を残している。

ヨルダンを部族国家として論じる場合には、以下の2点がその根拠となる。1点目は、トランスヨルダン建国期の住民の多くが遊牧民または遊牧から定住へ移行した部族民であり、彼らが新たな支配者を受け容れたことで建国が達成できたということである。そのために、しばしば国家建設以前の部族社会の近代化が、ヨルダン前史として語られている [Lewis 1987; Rogan 1999]。そして2点目は、ヨルダンのナショナル・アイデンティティーの拠り所として部族国家のイメージが強調されていることである。マサドは、1970年代以降の政府による文化復興や、それに対する国民アイデンティティーの自発的な「ベドウィン化」という事象を取り上げている [Massad 2001: 250-258]。一方で、シュライヨックは国家による公定の部族アイデンティティーに抗いながらも、ヨルダンという国家の枠内での下からの部族性の表象を試みる、現代の部族についての研究を発表している [Shryock 1997]。

ヨルダンにおける部族国家の議論は、人工国家論によらずにヨルダンの独自性を追究するという学術的な関心と、部族性を強調することでヨルダンのナショナル・アイデンティティーを強化しようとする現実的な要請の、双方から引き出されたものであるといえよう。ここでは、部族がヨルダン国家内部に与える影響が重視されるために、部族が持つ脱国家、脱近代の傾向は捨象される。そして、現代ヨルダンがあたかも部族社会の発展形のように捉えられ [Alon 2007]、パレスチナ問題がもたらした変動の影響は矮小化される傾向にある。

(3) 君主国家論

中東における君主制の正統性は、近代化の推進者であること、そしてイスラーム的な正統性をもつこと、の2点からなる [Kostiner 2000]。ヨルダンの場合には、アブドゥッラー（在位 1921～1951）のトランスヨルダン支配はまさに近代的な国家建設のためであったこと、そして、ハーシム家が代々マッカ太守を務め、預言者ムハンマドの血統につらなることから、君主としての正統性が認められていることが指摘できる。このような観点からパレスチナ問題との関わりをみた場合、トランスヨルダン系住民とパレスチナ系住民に二分されるヨルダン国内のエスニック状況は、スンナ派ムスリムのアラブ人が大多数であることから、王政の正統性を支えるための同質性を有していることになる。

しかし実際には、ヨルダン研究においてはヨルダン系住民・パレスチナ系住民の間の亀裂が強調され、それがハーシム王家の存続に寄与してきたという逆の議論が展開されてきた [北澤 1993: 144]。そこでは、トランスヨルダン系住民のみが王政との親和性をもつとされ、その根拠はすでに述べたヨルダンの部族国家としての特徴と、トランスヨルダン系住民が多数をしめる軍部と王族との親密な関係という2点に求められる。軍隊をはじめとする公的セクターから恩恵を受けるトランスヨルダン系住民に対して、パレスチナ系住民は王政への忠誠が疑われる存在であり、一部の親ハー

シム家勢力を除いて、彼らは王政存続の不安定要素とされてきた。特に、1970年の内戦はパレスチナ解放運動勢力と、国王の命令によって彼らの壊滅をめざしたヨルダン国軍との間で繰り広げられたために、両者の関係は敵対的なものとして論じられている。

以上で見てきたように、国家の枠組みを前提とした議論では、パレスチナ問題とヨルダンとの関わりはきわめて限定的かつ一面的な捉え方をされている。さらに、パレスチナはあくまでヨルダンの境界の外部として位置づけられているために、パレスチナ問題によってヨルダンに付与されることになった特殊性は例外的なものとして論じられる傾向にある。では、国家の枠組みを所与とせずに見た場合、ヨルダン・パレスチナにおける実態はどのように捉えることが可能であるのだろうか。次節からは、ヨルダンがその一部として組み込まれている中東諸国体制の成立とパレスチナ問題との関わりについて論じることで、中東という地域における国家の意義とヨルダン国家の性質について考えたい。

3. パレスチナ問題と中東諸国体制——紛争に規定される国家

1948年のナクバ(大破局)およびイスラエル建国は、オスマン帝国の解体以降続いていた中東地域の再編成に決着をつけると共に、中東諸国のあり方に新たな局面を開くものであった。英仏による委任統治の開始によってシリアから分離した歴史的パレスチナは、委任統治の終了によって、ようやく独立を達成するはずであった。しかし、バルフォア宣言と英国委任統治はパレスチナにおけるユダヤ人国家の建設を促すものであり、48年の戦争の結果もたらされたのは、ユダヤ人国家の成立とパレスチナの消滅であった。すなわち、この「中東諸国体制」は完成と同時に、国家建設が招いた紛争の持続性を組み込んだシステムとなったのである⁹⁾。パレスチナ問題を軸としてみた場合の中東諸国体制の特色とは、イスラエルという共通の「敵国」を持つという点にある。中東戦争を戦い、パレスチナ難民の流出先となることで、中東諸国体制は紛争を組み込んだシステムとして機能するものとなった。

ヨルダンとパレスチナ問題との関わりを見た場合、このような中東諸国の一部としてのあり方を超えた側面を指摘することができる。歴史的シリアの南部を形成していたヨルダンおよびパレスチナが明確に分離されたのは、イギリスによる委任統治の開始後のことであった。そして、ヨルダン・パレスチナ間に認められた違いの一つが、ユダヤ移民の受け入れが可能であるか否か、ということであった。パレスチナにおいては、英国委任統治政府が、ユダヤ人の民族的郷土の建設のために積極的な後押しを行っていた。例えば、委任統治政府は毎年移住可能なユダヤ人の数を定め、アラブ人・ユダヤ人双方のコミュニティからの代表者を通じた統治を行っていた。一方で、ヨルダンにおいては早くも建国前の1920年に結ばれたウンム・カイス合意において、地元部族から英国に対してユダヤ移民の拒否が訴えられており[北澤1993:169]、英国政府もその要望を受け容れていた。

このように、48年以前のヨルダンはユダヤ移民の可否を基準としてパレスチナから切り離され、アラブ人国家として存続することで、パレスチナにおける紛争の部分的な解決を担っていた。そして、48年にパレスチナの中心地域を領土としたことで、ヨルダンとパレスチナ情勢の連動性は、よりいっそう明らかとなっていく。つまり、西岸地区を国土の一部とし、多数の旧委任統治領パレスチナの住民を国民とすることで、ヨルダン国家の枠組みは「パレスチナ」の枠組みの変化に沿っ

9) パレスチナという係争地を残しているために、中東諸国体制が国家群からなるという性質に着目した場合、1948年を経ても諸国体制はなお「未完」であるということもできる。また、湾岸諸国は当時は未だ独立を達成していなかった。しかし、本稿ではヨルダンに焦点を当てて紛争と国家の存立構造との関係を取りあげるものであるために、パレスチナ問題の発生と紛争の固定化をもって諸国体制の「完成」とする。

た変容を余儀なくされるようになったのである。

1964年に設立されたPLOがパレスチナ人の代表としての承認を受けるにしたがって、パレスチナの領域や住民を含んだヨルダン国家の枠組みの正統性は揺らいでいく。ヨルダンは、PLOの代表権の承認や西岸の放棄という対外的な譲歩を迫られただけではない。その過程では、ヨルダン国内においても、誰が将来のパレスチナ国家の住民となるのか、誰がこれからもヨルダン国民として認められるのか、という問いに答えなければならなかった。後述する新たな身分証の制定や、パスポートの種類や期限を利用したヨルダン政府による市民権の階層化は、そのための方策の一つであった。

1993年のオスロ合意以降、パレスチナ問題の当事者はパレスチナ／イスラエルの二者に収斂しつつある。ここでいうパレスチナとは、ミニ・パレスチナとも呼ばれる西岸・ガザ地区であり、パレスチナ人とは離散したパレスチナ人の総体ではなく、西岸・ガザ地区に生きる人々を中心的にさすようになりつつある。パレスチナ国家建設による二国家解決が和平交渉の基調とされる一方で、和平プロセスの停滞は、しばしばイスラエルにおけるヨルダン・オプション¹⁰⁾の浮上にもつながっている。パレスチナ国家建設への前進、後退は、ヨルダンがいわゆる「国民国家」の枠組みに接近、離脱していく過程でもあり、現在もお紛争の展開がヨルダンの在り方に大きく作用していることが指摘できるであろう。

以上の議論を踏まえて次節では、このように紛争に動態を規定されてきたヨルダンが、実際にどのような変容を遂げてきたのかを、人口および領域の変遷から検証したい。

4. ヨルダンにおける領域および国民構成の史的変遷

トランスヨルダンは、1921年にハーシム家のアブドゥッラー・ビン・フサインを君主に迎えることで成立した¹¹⁾。建国の翌年の22年には、当地の人口は約23万人であったとされる¹²⁾。ただし、領域からみると、当時すでに確定していたのはサン・レモ会議で分割が決定されたシリアと、イギリスが支配していたパレスチナとの境界のみであった。1925年にハッダ合意が結ばれると、トランスヨルダンとナジュド（後のサウジアラビア）の間の境界が確定し、現在のヨルダン南部の中心都市であるマアーンおよびアカバが正式にヨルダン領となった。そして、翌年にはイラクとの国境が定まり、ここにトランスヨルダンの境界が固定された。国境の管理は遊牧民の移動の管理につながり、やがてトランスヨルダンの「国民」の範囲が確定された。

このようにして決定されたヨルダンの領土及び国民構成を大きく変化させたのが、1954年に完了した西岸地区および東エルサレムの併合である。ヨルダンは、1948～49年の第1次中東戦争中に、エルサレムを含むパレスチナの中心地域を占領していた。そして停戦後、旧委任統治領パレスチナは、建国したばかりのイスラエルが占領した地域、ヨルダンが占領した西岸地区、エジプトが占領したガザ地区、の3つに分割されたのであった。西岸地区の面積は両岸を合わせたヨルダン全体の約6.3%に過ぎない。しかし、都市化が進み発展していたパレスチナの人口密度は高く、併合によってヨルダンの人口はそれまでの約3倍に増加した¹³⁾。また、ヨルダンの全人口のうち約50万人が

10) ヨルダン・パレスチナからなる連邦国家の成立によって、パレスチナ問題を解決するという主張。

11) 英国委任統治政府の直接支配を受けたパレスチナと比べると間接的な形ではあったものの、イギリスの代表者が駐留し、特に外交や財政の面で制限を受けていた [北澤 1993: 163-164]。

12) 総人口225,380人のうち、定住民が122,430人、遊牧民または半遊牧民が102,950人であった [Wilson 1990: 56]。

13) 戦争直前のヨルダンの推定人口は約38万人であり、それが西岸併合後の52年には約133万人となった。また、そのうち西岸人口が全体の55.85%を占めており、人口では東岸を上回っていた [白杵 1988: 114]。

難民であり、これは UNRWA (国連パレスチナ救済事業機関) に登録していたパレスチナ難民の半数を上回る数字であった¹⁴⁾。

1967年の第三次中東戦争の結果、ヨルダンにはガザから新たに7万人が逃れた。彼らは48年難民とは区別され、避難民と呼ばれた。避難民はヨルダンにおける諸々の権利は保障されず、あくまで外国人として扱われた。また、ヨルダンは西岸地区をイスラエルに占領されたものの、行政の一部を担い領有を主張することで、西岸との法的関係を維持した。

ヨルダンの領域および住民構成に再び大きな変化が起きるのは、1988年の西岸分離宣言以降である。前年からのインティファダの結果、7月に国王が西岸との「法的・行政的」な関係を絶つことを宣言すると、翌月には首相声明として「1988年7月31日以前に西岸に居住していたすべての住民はパレスチナ国民となり、ヨルダン国民ではない」ことが発表された。西岸を切り離すためのさまざまな方策が採られ¹⁵⁾、「ヨルダン」は再び、トランスヨルダン時代と同じくヨルダン川東岸をさす言葉となった。しかしその一方で、東岸にはすでに多くのパレスチナ人が帰化していたために、その住民構成はトランスヨルダン時代と比較すると大きく変化していた。

5. ヨルダンにおけるアイデンティティー複合

ヨルダン研究においては、しばしばトランスヨルダン系住民と、パレスチナ系住民との間の差異が自明のものとされてきた。このような分析では、トランスヨルダン系、パレスチナ系それぞれの内実における多様性への言及は最小限に抑えられ、ともに一枚岩的に語られる傾向にある。時には本質的な「ヨルダン人」の存在が否定されながらも [Abu Odeh 1999]、確固としたアイデンティティーを持つとされるパレスチナ系住民との対比の結果、両者は明確な違いを持つかのように論じられている。しかし、アラブ諸国に居住するパレスチナ人の比較研究を行ったブランドは、居住地や経済状況、難民化の時期によって、ヨルダンのパレスチナ人がもつアイデンティティーにさまざまな違いがみられることを指摘しており、同様に、トランスヨルダン系住民の間でも、経済格差や歴史的経緯のために南北の住民の意識に大きな違いが見られるとしている [Brand 1988: 180]。

このような環境の差異がアイデンティティーの差異を生み出すという事情とともに、ヨルダン住民のアイデンティティーを考える上で重要なのが、「アイデンティティー複合」[板垣 1992: 219-222; 小杉 1996] である。それは、個人が同時にさまざまなアイデンティティーを持ち、状況に応じてその強調点を変化させるという状態をさし、ヨルダンのみならず広く中東においてみられる特殊なアイデンティティー形態である。たとえば、ヨルダンにおいては、ヨルダン人としての国民意識のほか、ムスリムまたはキリスト教徒という宗教的アイデンティティー、出身部族によるアイデンティティー、出身地¹⁶⁾ によるアイデンティティーなどさまざまなアイデンティティーが並列することになる。

ゆえに、たとえばヨルダンのパレスチナ系住民のアイデンティティーに濃淡の違いがあったとしても、彼らが等しく「ヨルダン人」であると同時に「パレスチナ人」としての意識を持つというこ

14) 1950年当時の UNRWA の活動地域および難民人口 (計 914,221 人) の内訳は以下の通りである。ヨルダン (506,200 人)、レバノン (127,600 人)、シリア (82,194 人)、ガザ (198,227 人)。

15) 宣言に伴って、西岸・ガザ地区を対象とした「占領地経済社会開発5カ年計画 (1986～1990年)」の中止、西岸における公務員の解任、西岸住民のパスポートの変更 (後述) などが行われた。しかし一方で、ワクフ関係の制度や教育制度、貨幣制度などはヨルダンのものが維持されていた [立山 1991: 133,137]。

16) 本稿で中心的に扱っているパレスチナ出身者のほか、ヨルダンには建国期に多くのシリア人やヒジャーズ出身者が移住している。また、19世紀末にコーカサス地方から移住したムスリムやチェチェン人といった、アラブ人以外の少数派も現在まで一定のアイデンティティーを保持している。

とは、十分に考えられることなのである。このことが、国民意識としてのヨルダン人意識の醸成が困難であることの原因であり、同時にヨルダン政府による施策をパレスチナ人の側も受け入れることができる理由であると考えられる。つまり、実際の帰属意識や愛着の程度に関わらず、彼らがパレスチナ人としての意識を持つことと、ヨルダン人としての権利を手にするとの間に矛盾は生じないのである。そして、このようなアイデンティティー状況が、以下で論じるヨルダン国籍および市民権の特殊性を成り立たせる原因となっている。

6. 法的事態——国籍・パスポートの付与から

国籍は、個人の国家への帰属を示すものであると同時に、国家の庇護を受ける特権を保証するためのものでもある。個人がいずれかの国家に属することが前提とされている現代世界においては、国籍を持つことは生存のための最低条件であるともいえる。パレスチナ人は、英国委任統治の終了によって国籍をもたない集団となった。その後も現在までパレスチナ人を保護する「パレスチナ国家」は成立していない。しかし、実際にはパレスチナ人の多くがヨルダンまたはイスラエル¹⁷⁾の国籍を得て、国家の庇護を受けている。

ヨルダン政府は、1949年に旅券法を改正し、パレスチナ籍の保有者（旧委任統治領パレスチナのアラブ人）に対するヨルダン・パスポートの支給を定めた。そして1950年に西岸地区および東エルサレムを正式に併合すると、54年には国籍法を改正し、大部分のパレスチナ系住民に国籍を与えたのであった。改正国籍法は、「ユダヤ人を除き、1948年5月15日以前にパレスチナ国籍を有していた者で、1949年12月20日から1954年2月16日まで正常にヨルダン・ハーシム王国に在住していたもの」にヨルダン国籍を認めている。

1967年の第三次中東戦争以降も、ヨルダンと西岸地区との法的関係に変化はなかった。しかし、パレスチナ解放運動の高まりを受けて、74年にPLOが「パレスチナ人の唯一かつ正統の代表」として承認を受けると¹⁸⁾、ヨルダンは西岸支配に対して譲歩を迫られるようになる。このような状況の変化を受けて、83年に西岸住民を法的に区別するための、新しい身分証が導入された。それがイエローカード、グリーンカードと呼ばれる2種類の身分証である [Artz 1997: 43-44; 北澤 2005: 222]。イエローカードは東岸住民に向けられたもので、彼らがヨルダン国民であり、かつパレスチナ出身であることを示すものである。グリーンカードは、彼らが西岸の居住者であることを示して、他のヨルダン国民から区別するためのものであった。これは、彼らが将来のパレスチナ国民となることを示すためのものであったといえる。1988年の西岸分離宣言の後、西岸住民は、ヨルダン国民として手にしていたさまざまな権利を失うことになった。そして、彼らもつグリーンカードは、彼らにヨルダン政府発行のトラベル・ドキュメントを所持する権利を保障し、また、彼らが居住権をはじめとするヨルダンにおける諸権利を持たないことの証明となったのである。

以上のことから、ヨルダン政府による権利保障という観点からみると、パレスチナ人は3つの種類に分けることができる。1番目は、ヨルダン国籍保持者のパレスチナ人である。トランスヨルダ

17) 第一次中東戦争の後イスラエル領内には約15万人のパレスチナ人が残り、彼らとその子孫は、現在イスラエル人口の約17%を占めるにいたっている。イスラエル政府は彼らにも国籍を認めているものの、イスラエルの「ユダヤ人国家」としての性格から、パレスチナ系の「アラブ・イスラエル人」は二級市民の地位に留め置かれている [Kook 2000: 265-266]。

18) 内戦（70年）、PLO 追放（71年）、西岸・東岸からなる連合王国構想（72年）、そして第四次中東戦争への不参戦（73年）によって、アラブ諸国内ではヨルダンに対する不満と拡張主義への疑いが高まっており、次第にPLOをパレスチナの代表としてみなすようになっていた [Bailey 1984: 66]。そして、73年11月のアルジェ・アラブ首脳会議でヨルダンが留保したもののPLOを「パレスチナ人の唯一の代表」とする決議を採択すると、翌年にはラバト・アラブ首脳会議では全会一致でPLOを「パレスチナ人の唯一かつ正統の代表」であることを承認したのである。

ン時代の移住者はもちろんのこと、54年に新たにヨルダン国民となったパレスチナ人には、トランスヨルダン系住民と変わらない諸々の権利が保障されている。公教育や福祉へのアクセスのほか、就労や移動の自由も保障され、参政権を持つため数多くの閣僚経験者をも輩出している。彼らはUNRWA登録証やイエローカードを持つことで、同時にパレスチナ人であることを証明しており、難民としての保護や、故郷に残してきた財産の保障¹⁹⁾を受けることができる。

2番目は、グリーンカード保持者である。グリーンカード保持者とはすなわちヨルダン・パスポートの資格者であり、西岸住民²⁰⁾はこのグリーンカードの所持を条件とするヨルダン・パスポートの資格者となっている。1995年以降、西岸住民にはヨルダン国民と同じ5年間有効の通常のパスポートが発給されるようになった²¹⁾。パスポートを持つことは市民権に含まれる主要な権利の一つであり²²⁾、彼らを部分的にはヨルダン市民として位置づけることも可能であろう。彼らがパレスチナ人であることは、西岸における居住とともに、パレスチナIDを持つことで証明されている。

3番目が、トラベル・ドキュメント保持者である。ヨルダン政府は、67年に避難民としてガザから逃れてきた人々には2年間有効のトラベル・ドキュメントを支給している。彼らは、67年以前には東岸・西岸のいずれにも居住していないため、ヨルダン国籍は付与されていない。そのため基本的にはヨルダン国家の庇護はなく、UNRWAが保護に当たっている。彼らについては「ステータスをもたない」ことがパレスチナ人であることの証明になっているといえる。

このように、ヨルダンおよびパレスチナに居住する「パレスチナ人」のほとんどが、何らかの形でヨルダン政府による庇護を受けていることがわかる。1988年以降、ヨルダン政府は西岸との行政関係の解消にむけたさまざまな措置を講じてきたものの、95年に西岸居住者用のパスポートを通常パスポートに戻す²³⁾など、西岸との関係はいまだ固定的ではない。さらに、自治区という暫定的な状態²⁴⁾の長期化とパレスチナにおける内部抗争の結果、西岸・ガザ地区間の断絶が進行しており、西岸地区に対してヨルダン政府が再び関与する可能性もある。

19) 48年に難民となったパレスチナ人が残した財産の扱いは、帰還権と同様に難民問題の争点の一つとなっている。イエローカードの発給は、彼らの財産補償の権利をヨルダン政府が認定していることを示している。

20) 2007年現在の西岸の人口は約234万人であり、パレスチナ自治区全体の62%となっている(パレスチナ中央統計局)。

21) ヨルダン国民用と西岸住民用のパスポートは、形式や記載事項もまったく同じである。ただし、ヨルダンではすべての国民に10桁の国民番号が支給されており、これをもたない西岸住民のパスポートの国民番号の欄は空欄となっている。

22) Butenschonによると、市民権とは①パスポートを持ち国家の保護を受ける権利、②居住権、③政治的な意志決定機関および公共の福祉へアクセスする権利、をさす[Butenschon 2000: 5]。

23) パレスチナ自治政府によるパスポートの発行も95年に開始されている。ヨルダンによるパスポートの発給は、パレスチナ自治政府が発給するパレスチナ・パスポートを承認する国が少ないために行われている措置であるという[民生・旅券局(西岸・ガザ地区出身者用)における筆者のインタビュー調査による。ヨルダン、アンマン: 2008年8月]。

24) オスロ合意で定められた暫定自治の期間は1999年5月までの5年間であり、すでに法的な根拠は失われている。

表1 イエローカード／グリーンカードの比較

	イエローカード	グリーンカード
対象	パレスチナ系ヨルダン人	西岸居住者
必要書類 (一部)	ヨルダン ID、 1948年以前にパレスチナに居住していたことを証明する書類(委任統治政府発行のパスポートや土地証明など)	パレスチナ ID (またはエルサレム ID)
機能	財産補償のための証明、西岸へのアクセスの保証(イスラエルの許可なしに西岸に行ける)	ヨルダン政府によるパスポートの発給を保証、ヨルダン居住権の剥奪

表2 ヨルダン・パスポートの現状

	ヨルダン国民	グリーンカード保持者	ガザからの避難民
有効期間	5年	5年	2年
申請場所 ²⁵⁾	ヨルダン国民用 ／西岸・ガザ出身者用	西岸・ガザ出身者用	西岸・ガザ出身者用
必要書類 (一部)	ヨルダン ID、出身地を示す書類(土地証明、など)	パレスチナ ID(またはエルサレム ID)、パレスチナ・パスポート	避難民であることを示す書類

(表1、表2ともヨルダン内務省民生・旅券局におけるインタビュー調査より筆者作成。)

7. 文化的実態——パレスチナ刺繍から

ヨルダン・パレスチナ間における境界の可変性は、以上で見てきたような領域の変遷や国籍・市民権の該当者の変化という側面だけではなく、文化的側面にも現れている。その具体例として、ここではパレスチナ刺繍を採りあげたい。パレスチナ刺繍はパレスチナの伝統文化の一つとして位置づけられており、ヨルダンにおいても現在まで受け継がれている。一方で、ヨルダン・パレスチナ関係の特殊性のために、パレスチナ刺繍はヨルダンで独自の発展を遂げてきたのである。

67年以降のイスラエルによる西岸・ガザ地区の占領は、パレスチナ人の中で危機意識を高め、それは武装闘争に限らないさまざまな形での抵抗運動につながった。特に、ユダヤ人とパレスチナとの関わりを考古学や文化の面から主張しはじめたイスラエルに対して、パレスチナ人の側も固有の文化の保護と継承に力を入れるようになった [Swedenburg 1990]。そして抵抗運動における語りの中で、パレスチナ人の土地との結びつきや、シオニズムの進出以前のパレスチナの暮らしを象徴するものとして、農村の生活や文化がナショナル・シンボルとして利用されていった [Swedenburg 1990; Sherwell 1996]。

1948年以前のパレスチナでは、農村を中心として、女性用の衣服に豪華な刺繍を施す習慣があった(以下、[Weir 1988; El Khalidi 1999; Skinner 2007]より)。衣服の形は、周辺地域の民族衣装の形に準じていたものの、胸部や裾、袖に施された刺繍がパレスチナの衣装の特徴を際立たせていた。村々で異なる図柄が受け継がれ、技法はクロス・ステッチを中心とした簡単なものが使用されていた。そして、色や素材の組み合わせや、刺繍の細かさで美しさが競われた。最も豪華なものは婚礼衣装として用いられ、嫁入りの前には、衣装のほかに刺繍を施したクッションやハンカチなどが用意された。オリーブやオレンジといった農村の風景をモチーフにした刺繍で飾った民族衣装は、パ

25) ヨルダンでは、内務省管轄の民生・旅券局が旅券およびイエローカード／グリーンカードの発給を担っている。ヨルダン国民用、西岸・ガザ出身者用の二つの事務所があり、西岸および東エルサレムの居住者もアンマンの事務所まで旅券の申請に来ていた [民生・旅券局(西岸・ガザ地区出身者用)における筆者のインタビュー調査による。ヨルダン、アンマン：2008年8月]。

レスチナの文化の固有性や背後にある農村の伝統を感じさせるものであり、解放運動の重要なシンボルの一つとなったのである²⁶⁾。このような刺繍の役割はインティファード期にも見いだされる。当時イスラエルの占領下で禁止されていたパレスチナの旗をモチーフとしたインティファードドレス [Qa'wār and Nāšir 2007: 138] はその代表例である²⁷⁾。

以上のような解放運動との関わりはヨルダンでも見られるものであり、たとえば、伝統的な刺繍の保護に努める団体の活動²⁸⁾ をこれに含めることができるだろう。しかし、このような解放運動との親和性とは別に、ヨルダンにおけるパレスチナ刺繍の現状は、次の2点において非常に特徴的である。

1点目は、NGOを通じたパレスチナ刺繍保護への王室の関与である。ヨルダンにおけるパレスチナ刺繍の継承には経済的な側面が大きく作用しており、家庭における刺繍技術の継承は、パレスチナ人としてのアイデンティティーの継承であると同時に生活の糧を得るための技術継承でもある。特に、難民キャンプ居住の女性の間では、みやげ物や民族衣装の下請けの刺繍の内職は、家計を助けるための重要な手段となってきた。彼女たちを支えているのが、手工芸品の保護をおよび貧困削減を掲げるNGOの活動である。ヨルダンでは1980年代後半の構造調整開始以降、貧困層支援のためのNGOが多数組織された。そして、ヨルダンのNGOは、イスラーム運動組織や王室と関係の深いものが多く、特に財政面の安定性から王室関係のNGOが他の団体よりも優位に立っていることが特徴である [岩永 2005: 9-11]。王族のイニシアティブによって、いわばヨルダンの国家政策とパレスチナの民族的な表象が結びついている現象は、ヨルダン社会の性質を考える上で非常に興味深い。

2点目は、パレスチナ刺繍がしばしばヨルダン文化の一つとして定義されていることである。NGOの活動は、しばしば文化保護と貧困対策を同時に掲げており、そこではパレスチナ刺繍はヨルダンの衣装や刺繍と同様にヨルダンの手工芸品として扱われている。「パレスチナ刺繍」という概念は、より大きな「ヨルダン文化」という概念の下位に位置づけられているのである。

難民キャンプを訪れると、UNRWAが運営する学校には多くの刺繍作品が飾られていた。女子生徒は小学校の高学年から家庭科の時間を利用して刺繍を習い、図柄のパターンや名前を覚えるための取り組みがなされているという²⁹⁾。このように、ヨルダンにおいてもパレスチナ刺繍を民族文化として継承する努力がされている一方で、実際にはそのような理念よりも現実的な意義が優先されているという側面がある。そして何よりも、「ヨルダン」の名の下にパレスチナ刺繍が保護されているという事実が、ヨルダン・パレスチナの分かれがたい実態を物語っているといえよう。

26) 実際には民族衣装はすでに48年の時点で洋風の衣装に取って代われつつあり、また、60年代以降の抵抗運動の中心となって活動していた人々の多くは都市出身者であった。そのため、民族衣装や刺繍のシンボル化を、ホブズボウムの議論を援用して「伝統の創造」とみなす議論もある [Seng and Wass 1995: 230]。

27) パレスチナ刺繍の主要な技法であるクロス・ステッチを用いて、旗のほかには「パレスチナ」の文字や岩のドームのモチーフが伝統的な形のワンピースに縫い込まれた。フラッグ・ドレスとも呼ばれる [Sherwell 1996: 295]。

28) 48年のナクバの結果、難民キャンプにはパレスチナのさまざまな地域の出身者が集まることになった。そこでは、それまで接触のなかった地域の文化を知る機会が与えられ、地域に固有のものであった刺繍の図柄が混ざることにつながった。このような現象を、離散パレスチナ人の新たな文化として「キャンプ・カルチャー」として肯定する人々がいる一方で、伝統の変形であるとして否定する人々もいる。48年以前の刺繍の保存を目的とする活動は、ナクバ以前のパレスチナのイメージをよりナショナルなものとして強化する試みの一つとして捉えられよう。

29) UNRWA運営の小中学校および教育訓練センターにおける、筆者のインタビュー調査による(ヨルダン、アンマン: 2008年8~9月)。

引用文献

- 板垣雄三 1992『歴史の現在と地域学』岩波書店.
- 伊能武次 (編) 1994『中東における国家と権力構造』アジア経済研究所.
- 岩永尚子 2007『ヨルダンにおける NGO の活動に関する考察：エジプトにおける NGO (PVO) の活動と比較して (IICS Monograph Series)』津田塾大学国際関係研究所.
- 臼杵陽 1988「ヨルダン現代史に関する覚書——スレイマン・アン・ナブルーシー内閣の試み」『日本中東学界年報』3(2), pp.110-143.
- 北澤義之 1993「ヨルダンの「国民」形成——トランスヨルダン成立期を中心にして——」酒井啓子 (編)『国家・部族・アイデンティティー——アラブ社会の国民形成』アジア経済研究所, pp.143-186.
- 2000「構造調整とヨルダンの『民主化』」『国際政治』(125), pp.45-60.
- 2001「ヨルダンの民族「共存」」日本国際問題 (編)『民族共存の条件』早稲田大学出版部, pp.79-99.
- 2005「「人工国家」のナショナリズム——ヨルダン「国民」形成について」酒井啓子・臼杵陽 (編)『イスラーム地域の国家とナショナリズム』東京大学出版会, pp.213-237.
- 小杉泰 1996「政治文化と社会統合」フランク・B・オグニー (編)『ブリタニカ国際大百科事典』12, TBS プリタニカ, pp.246-247.
- 酒井啓子 1993「国家・部族・アイデンティティー」酒井啓子 (編)『国家・部族・アイデンティティー——アラブ社会の国民形成』アジア経済研究所, pp.3-28.
- 末近浩太 2005『現代シリアの国家変容とイスラーム』ナカニシヤ出版.
- 立山良司 1990「西岸・ガザと PLO, ヨルダン」池田明史 (編)『中東和平と西岸・ガザ：占領地問題の行方』アジア経済研究所, pp.117-143.
- ホブズボウム, エリック・レンジャー, テレンス (編) 1992『創られた伝統』前川啓治・梶原景昭他 (訳) 紀伊國屋書店.
- Abu-Odeh, Adnan. 1999. *Jordanians, Palestinians, and the Hashemite Kingdom in the Middle East Peace Process*. Washington D.C.: United States Institute of Peace Process.
- Alon, Yoav. 2007. *The making of Jordan: Tribes, Colonialism and the Modern State*. London & New York: I. B. Tauris.
- Artz, Donna E. 1997. *Refugees into Citizens: Palestinians and the End of the Arab-Israel Conflict*. New York: Council on Foreign Relations.
- Ayubi, Nazih N. 1995. *Over-stating the Arab State: Politics and Society in the Middle East*. London & New York: I.B. Tauris.
- Bailey, Clinton. 1984. *Jordan's Palestinian Challenge 1948-1983*. Boulder & London: Westview Press.
- Bouillon, Markus. 2002. "Walking the Tightrope: Jordanian Foreign Policy from the Gulf Crisis to the Peace Process and Beyond," in George Joffé ed. *Jordan in Transition 1990-2000*. London: Hurst and Company, pp.1-22..
- Brand, Laurie A. 1988. *Palestinians in the Arab World*. New York: Columbia University Press.
- . 1994. *Jordan's Inter-Arab Relations: the Political Economy of Alliance Making*. New York:

- Columbia University Press.
- Butenschon, Nils A., Uri Davis and Manuel Hassassian eds. 2000. *Citizenship and the State in the Middle East: Approaches and Applications*. Syracuse & New York: Syracuse University Press.
- Davis, Uri. 1997. *Citizenship and the State: a Comparative Study of Citizenship Legislation in Israel, Jordan, Palestine, Syria and Lebanon*. Reading: Ithaca Press.
- . 2000. “Conceptions of Citizenship in the Middle East: State, Nation, and People,” in Nils A. Butenschon et al. eds., *Citizenship and the State in the Middle East*, Syracuse & New York: Syracuse University Press, pp.49–69.
- Harik, Iliya. 1990. “The Orgins of the Arab State System”, in Giacomo Luciani ed., *The Arab State*, London: Routledge, pp.1–28.
- Joffé, George ed. 2002. *Jordan in Transition 1990–2000*. London: Hurst and Company.
- El-Khalidi, Leila. 1999. *The Art of Palestinian Embroidery*. London: Saqi Books.
- Khoury, Philip S. and Joseph Kostiner eds. 1990. *Tribes and State Formation in the Middle East*. Berkeley: University of California Press.
- Kook, Rebecca. 2000. “Citizenship and Its Discontents: Palestinians in Israel,” in Nils A. Butenschon et al. eds., *Citizenship and the State in the Middle East*, Syracuse & New York: Syracuse University Press, pp.263–287.
- Kostiner, Joseph ed. 2000. *Middle East Monarchies: the Challenge of Modernity*. Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- Lewis, Norman N. 1987. *Nomads and Settlers in Syria and Jordan, 1800–1980*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Luciani, Giacomo ed. 1990. *The Arab State*. London: Routledge.
- Massad, Joseph A. 2001. *Colonial Effects: The Making of National Identity in Jordan*. New York: Columbia University Press.
- Nevo, Joseph and Ilan Pappé eds. 1994. *Jordan in the Middle East: the making of a pivotal state, 1948–1988*. Ilford & Portland: Frank Cass.
- Qa‘wār, Widād Kāmil and Tāniyā Tamārī Nāšir. *Al-Taṭrīz al-Filastīnī: “Ghurza al-Fallāḥī” al-Taqlīdīya*. 4th edition. Beirut: Al-Mu’assasa al-‘Arabīya li-l-Dirāsāt wa al-Nashr.
- Rogan, Eugene L. 1999. *Frontiers of state in the late Ottoman Empire: Transjordan, 1850–1921*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Seng, Yvonne J. and Betty Wass. 1995. “Traditional Palestinian Wedding Dress as a Symbol of Nationalism,” in Joanne B. Eicher ed., *Dress and Ethnicity: Change across Space and Time*, Oxford: Berg, pp.227–254.
- Sherwell, Tina. 1996. “Palestinian Costume, the Intifada and the Gendering of Nationalist Discourse,” *Journal of Gender Studies* 5(3), pp.293–303.
- Skinner, Margarita. 2007. *Palestinian Embroidery Motifs: A Treasury of Stitches 1850–1950*. London: Melisende.
- Susser, Asher. 2000. “The Jordanian Monarchy: The Hashemite Success Story,” in Joseph Kostiner ed., *Middle East Monarchies: the Challenge of Modernity*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, pp.87–116.
- Swedenburg, Ted. 1990. “The Palestinian Peasant as National Signifier,” *Anthropological Quarterly* 63(1), pp.18–30.

- Tibi, Bassam. 1990. "The Simultaneity of the Unsimultaneous: Old Tribes and Imposed Nation-States in the Modern Middle East," in Philip S. Khoury et al. eds., *Tribes and State Formation in the Middle East*, Berkeley: University of California Press, pp.127–152.
- Weir, Shelagh. 1989. *Palestinian Costume*. London: British Museum publications.
- Wilson, Mary C. 1990. *King Abdullah, Britain and the making of Jordan*. Cambridge; New York: Cambridge University Press.